（ 電 子 メ ー ル 施 行 ）
教 体 第 １ ８ ３ ４ 号
令和４年３月１８日

各県立学校長様

教 育 長

まん延防止等重点措置解除後の県立学校における対応について

兵庫県に適用されているまん延防止等重点措置の解除が決定し「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が変更されました。変更後の対処方針における学校の取り扱いの記載に一部追記がありますが、「春季休業期間中の教育活動等の取扱いについて」等により既にお知らせしている内容から大きな変更はありません。

ついては、別添「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」のとおり、引き続き感染防止対策を徹底しながら、県立学校の教育活動を進めていただきますようお願いします。

なお、春季休業を迎えるにあたって、教職員に対しても、引き続き感染防止対策を徹底するよう改めて指導願います

令和４年３月１７日
兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
兵庫県教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（抄出）

１ 教育活動

(1) 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、春季休業期間中においても、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動（部活動を含む）を実施

(2) 県外における活動については、実施地域における感染状況、県外活動中に感染者が確認された場合の対応等を十分に確認のうえ、人数、時期、場所等を慎重に見極めて実施

(3) 宿泊を伴う活動は、感染防止対策の取られている宿泊施設を利用（学校での宿泊は行わないこと）

(4) 児童生徒・教職員以外の教育活動への参加については、必要最小限とすること

(5) 入学式等の行事についても、基本的な感染対策の徹底と開催方式の工夫の促進

(6) 春季休業期間も活用した教職員のワクチン追加接種の促進

２ 部活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。
・活動日及び時間は、平日（４日）で２時間程度、土日のいずれか１日で３時間程度とする

(2) 県外での活動及び合宿は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。

(3) 宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する。

(4) 部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、１日は部活動を休止し、感染対策を確認する。

(5) 児童生徒・教職員以外の参加については、必要最小限とする。

(6) 本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の取扱い等を踏まえ、活動内容や活動エリアの制限等について適宜検討する。